

令和2年度 石川県保育士修学資金貸与 ～ 募集案内 ～

社会福祉法人石川県社会福祉協議会

1 概要

- (1) この事業は、石川県内における保育サービスの質の向上及び保育人材の確保を図ることを目的とした貸与事業です。
- (2) この修学資金は、**無利子でお貸しする貸付金**です。
※給付型奨学金ではありません。
- (3) 養成施設を卒業後、以下の要件をすべて満たすと、修学資金の返還が免除されます。
 - ① **養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行う**
 - ② **県内の保育所や認定こども園等で、5年間継続して、保育業務に従事する**

※対象施設は別紙をご覧ください
- (4) 在学中に学業不良のため留年したり退学した場合や、卒業後に(3)の返還免除の要件を満たせなくなった場合等は、お貸しした修学資金を返還していただきます。返還期間内に返還が終了しない場合は、延滞利子が発生します。
- (5) 修学資金を借り受けた場合は、養成施設での就学状況や、卒業後の勤務状況等を石川県社会福祉協議会（以下「県社協」）に、報告する必要があります。

2 対象者

- (1) 次の①～⑤のすべてに該当していることが必要です。
 - ① 県内に所在する養成施設に在学中の方

対象校	石川県立保育専門学園、金城大学短期大学部、金城大学、北陸学院大学、金沢福祉専門学校、金沢星稜大学、金沢学院大学、金沢学院短期大学
-----	--
 - ② 貸与申請日時点で日本国内に住民登録がある方
 - ③ 養成施設を卒業後に県内において保育士・保育教諭等として少なくとも5年間継続して従事しようとする方
 - ④ 以下のいずれかに該当する方であって、家庭の経済状況等から貸与が必要と認められる方。ただし、同一生計者の所得（給与所得控除後の金額）が690万円以上の世帯の方は除く。
 - ア 学業成績が優秀と認められる方
 - イ 卒業後保育士・保育教諭等として就労意欲があり、保育士資格取得に向けた向学心が認められる方

- ⑤ 暴力団員等反社会的団体関係者でない方
 (2) すでに、同種の国庫補助事業による貸与及び給付を受けている場合は、事前に県社協にご連絡ください。

(例) 生活福祉資金の修学に関する資金を受けている場合

日本学生支援機構の奨学金を受けている場合

離職者訓練を受講している場合

高等教育の修学支援新制度における「授業料減免」を受けている場合

*ただし、「授業料減免」を受けている場合、減免後も自己負担が生じる場合に限り、自己負担額の範囲内において、貸与を受けることができます。授業料総額、減免額等確認できる書類が必要です。

3 貸与の内容

(1) 貸与額

1	修学資金(月額)	50,000円以内	貸与期間は、養成施設に在学する期間で、原則として2年間が上限となります。4年制大学の場合、申込年度に修学資金を利用する方が対象です。なお、月25,000円以内を上限に4年間貸与することも可能です。
2	入学準備金	200,000円以内	希望者には、修学資金貸与の初回に加算します。
3	就職準備金	200,000円以内	希望者には、卒業時に加算します。
4	生活費加算	申請時に、生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると認められる世帯の世帯員である方が対象です。ただし、生活保護の支給を同時に受けることはできません。	

(2) 利子 無利子

(3) 貸与期間 養成施設の在学期間内(原則、最長2年間)

(4) 貸与方法 年3回(初年度のみ年1~2回)に分けて貸与(口座振込)

生活保護受給世帯に準ずる経済状況にあると認められる世帯とは、次の世帯のことを言います。

①住民税の減免を受けている世帯、または住民税非課税世帯

②国民年金の掛金の減免を受けている世帯

③国民健康保険料の減免又は徴収の猶予を受けている世帯

※生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると認められる世帯の世帯員の方が申請を検討される場合は、事前に県社協にご連絡ください。なお、高等教育の修学支援新制度における「給付型奨学金」の利用者は生活費加算を受けることはできません。

4 連帯保証人

原則として、県内に住民登録を有する成年の方を1名、連帯保証人として立てる必要があります。

※貸与を希望する方が未成年の場合、法定代理人（親権者等）が連帯保証人となります。

5 提出期限

令和2年7月10日（金）

※提出期限までに、**養成施設を経由して**申請が必要です。

6 募集人員

20人程度

7 申請について

在学している養成施設を経由して申請してください。

※直接、県社協に申請できません。

※生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると認められる世帯の世帯員の方が申請を検討される場合は、事前に県社協にご連絡ください。なお、高等教育の修学支援新制度における「給付型奨学金」の利用者は、生活費加算はできません。

(1) 貸与を希望する方（申請者）は、在学している養成施設に申し出てください。

(2) ①～⑧の書類を、記入漏れや不備のないよう準備し、養成施設に提出してください。

① 貸与申請書（第1号様式）

② 推薦書（第2号様式）

※養成施設にて作成します。

③ 個人情報の取扱同意書

④ 住民票（申請者及び連帯保証人のもの）

※外国人の方は、国籍と在留資格などを省略しないもの

⑤ 成績証明書（1年次の場合は最終学歴のもの）

⑥ 所得証明書（申請者と生計を一にする方全員及び連帯保証人のもの）

※前年度分の所得証明書又は前年の源泉徴収票、確定申告書、年金通知書の写し

⑦ 離職したことを証明する書類

※養成施設への入学時に45歳以上の方で、離職して2年以内の中高年離職者のみ

⑧ 福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書又はこれに準ずる経済状況であることが確認できる書類（※生活費加算申請者のみ）

⑨ 授業料総額、減免額等が確認できる書類（授業料減免を受けている場合）

8 申請から返還免除までの流れ

- ① 申請者は、養成施設に申請書類を提出します。
- ② 県社協は、養成施設を経由して提出された書類に基づき、審査します。
- ③ 貸与を決定した場合は、県社協と申請者とで金銭消費貸借契約書を取りかわします。(この契約により申請者は借受人となります)
- ④ 県社協は、年3回(初年度のみ年1～2回)に分けて借受人に修学資金を振り込みます。契約期間中、毎年度、県社協は借受人の就学状況を養成施設経由で確認します。
- ⑤ 借受人は養成施設を卒業したら、保育士に登録し、県内で返還免除対象業務に就いたことを県社協に届け出ます。
- ⑥ 返還が免除になるまで、毎年度、県社協は、借受人の就業状況を確認します。借受人は、従事先から証明を受けた書類を、県社協に提出します。
- ⑦ 借受人は、保育士・保育教諭等として県内で5年間継続して従事した場合は、県社協に返還免除を届け出ます。

※過疎地域で就業した場合又は中高年離職者は3年間

(参考)

5年間……在職期間が1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上
3年間……在職期間が1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上

※雇用形態は常勤・非常勤を問いません。

過疎地域…七尾市(旧能登島町、旧中島町)、輪島市、珠洲市、加賀市(旧山中町)、
羽咋市、白山市(旧吉野谷村、旧鳥越村、旧白峰村)、志賀町(旧富来町)、
宝達志水町、穴水町、能登町

- ⑧ 県社協は、返還免除の届出を審査し、承認した時は、借受人の返還を免除します。

※在学中に学業不良のため留年したり退学した場合や、卒業後に返還免除の要件を満たせなくなった場合等は、お貸しした修学資金を返還していただきます。返還期間内に返還が終了しない場合は、延滞利子が発生します。

9 お問い合わせ先

社会福祉法人石川県社会福祉協議会 地域福祉課／担当：沢本
〒920-8557 石川県金沢市本多町3丁目1番10号
TEL 076-224-1212／FAX 076-222-8900

◎返還免除の対象となる従事先施設

ア	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」 ・児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 4 項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」 ・児童福祉法第 7 条に規定する「児童福祉施設（保育所を含む）」 ・児童福祉法第 12 条の 4 に規定する「児童を一時保護する施設」 ・児童福祉法第 18 条の 6 に規定する「指定保育士養成施設」
イ	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ①教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設 ②ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
ウ	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する「認定こども園」
エ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務であって、同法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町が行うもの及び同条第 2 項の規定による認可を受けたもの
オ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に規定する「病児保育事業」であって、同法第 34 条の 18 第 1 項の規定による届出を行ったもの
カ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、同法第 34 条の 8 第 1 項の規定により市町が行うもの及び同条第 2 項の規定による届出を行ったもの
キ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第 34 条の 12 第 1 項の規定による届出を行ったもの
ク	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条第 1 項第 4 号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
ケ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって法第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可または認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ①法第 59 条の 2 の規定により届出をした施設 ②①に掲げるもののほか、石川県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設 ③雇用保険法施行規則（昭和 50 年 3 月 10 日労働省令第 3 号）第 116 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 ④「看護職員確保対策事業等の実施について（平成 22 年 3 月 24 日医政発 0324 第 21 号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 ⑤国、県又は市町が設置する児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設
コ	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成 28 年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定める企業主導型保育事業

